

令和6年第8回
土浦市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日時および場所
令和6年8月8日（木） 午後2時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
報告第24号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第25号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第30号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第31号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について
- 3 出席した委員
1番 下村 幸男 2番 大和田 一夫 3番 山口 貴士
5番 飯塚 利之 6番 浅野 均 7番 塙 佳樹
8番 柴 沼 栄 9番 菅谷 幸治 10番 飯島 栄
11番 川村 剛久 12番 岩瀬 守
- 4 欠席委員
4番 萩島 一郎
- 5 説明のため出席した者
事務局長 岡田 将之 農地係長 室町 直宏 主 任 中村 裕一
主 事 小岩 友義 主 事 青木 祐哉
- 6 総会の大要 午後2時45分閉会

議 長	只今，出席委員は11名で，欠席委員は1名。よって，出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。 これより，令和6年第8回土浦市農業委員会総会を開会いたします。 次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，議席番号3番 山口委員，議席番号5番 飯塚委員，以上2名の方を指名いたします。 審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。 なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，ご起立してご質問をお願いいたします。 また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族，若しくは，その配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。 なお，退席後，次の議事に入る前には，入室の確認をさせていただきます。 それでは，議事に入ります。 報告第24号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第24号について議案書のとおり報告）
議 長	只今の報告について，ご質問等はございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご質問等もないようですので，報告第24号は原案どおりといたします。 次に，報告第25号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第25号について議案書のとおり報告）
議 長	只今の報告について，ご質問等はございませんか。
柴 沼 委 員	所有権移転そのものは市街化区域の場合，許可は必要ないのですか。
事 務 局	市街化区域の転用の場合は，農地法第4条もしくは5条の届出となりますので，この法人は転用に伴い届出を出して所有するに至っています。
議 長	その他，ご質問等はございませんか。

		(異議なしの声あり)
議 長		ご質問等もないようですので、報告第25号は原案どおりといたします。 次に、報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事 務 局		(報告第26号について議案書のとおり報告)
議 長		只今の報告について、ご質問等はございませんか。
飯 塚 委 員		労力不足ということですが、解約後の耕作者は決まっているのですか。現在、荒れているのか作付されているのか、農業委員会で耕作者を探してほしいかどうかを聞くようにしていただきたいと思います。
事 務 局		今後、確認をとっていきたいと思います。
議 長		その他、ご質問等はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		ご質問等もないようですので、報告第26号は原案どおりといたします。 それでは議案に入ります。 議案第30号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番を、議席番号10番 飯島委員からご説明お願いいたします。
飯 島 委 員		10番 飯島です。議案第30号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る8月1日、大和田委員、飯塚委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑2筆580㎡です。申請事由は、これまでも20年間にわたり申請地を借りて耕作しており、今回譲り受けることとなったため、売買による所有権移転です。作付予定はサツマイモです。申請地はきれいに管理されており、サツマイモをはじめ野菜が栽培されておりました。農機具等も確認しました。 調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長		只今、飯島委員から説明がありました。ご質問等はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議もないようですので、議案第30号「農地法第3条の許可申請に対す

		る審議について」は、1番を許可することに決しました。 次に、議案第31号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番と2番を、議席番号5番 飯塚委員からご説明をお願いいたします。
飯 塚 委 員		5番 飯塚です。議案第31号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の説明いたします。去る8月1日、大和田委員、飯島委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆1,150㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。調査委員としましては許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆329㎡で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、贈与による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。調査委員としましては許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長		続きまして3番から4番を、議席番号2番 大和田委員からご説明をお願いいたします。
大和田委員		3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑6筆7,604㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、賃貸借による地上権設定です。農地区分は第2種農地です。 4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑6筆11,231㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、賃貸借による地上権設定です。農地区分は第2種農地です。 2件とも土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例、適用法令は問題ありません。住宅に隣接しているような広い畑です。調査委員としましては許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長		只今、飯塚委員、大和田委員から説明がありました。ご質問等はございませんか。
菅 谷 委 員		3番、4番は面積が大きいようですが、写真で見ると放棄地のような現況ですが、何も作っていないのですか。
大和田委員		写真のとおりで草が生えていました。
柴 沼 委 員		通常、賃借権設定となりますが、地上権設定したいということは太陽光の台を設置するだけでなく建物而建てるのですか。

事 務 局	太陽光以外の計画はございません。
議 長	その他、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議もないようですので、議案第３１号「農地法第５条の許可申請に対する審議について」は、１番から４番を許可することに決しました。 次に、議案第３２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第３２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月は全部で６件あり、４件は中間管理機構を通しての新規賃借権設定、２件は中間管理機構を通しての新規使用貸借権設定になります。 １番から４番の受人につきましては認定農業者の方になります。５番、６番の受人につきましては認定農業者ではありませんが、従前の利用権を設定しており、７０年近く農業をしておられる方となります。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明がありました。ご質問等ありませんか。
山 口 委 員	５番、６番の受人の方は高齢ですがその辺はどのような判断ですか。
事 務 局	高齢ですが、息子さんが手伝っていますし、農機具は自宅の近くにあります。申請地も受人の自宅の近くにあります。
議 長	その他、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議もないようですので、議案第３２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は、原案どおり承認することに決しました。 以上で、令和６年第８回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議、ありがとうございました。

署名人

３番

５番

令和６年８月８日

議 長